



保 医 発 0 8 2 0 第 1 号
平 成 2 7 年 8 月 2 0 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成27年7月22日に提出すべき平成27年4月から6月分のデータの提出に遅延等が認められたため、平成27年9月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

保険医療機関名	適用期間
北海道函館市中道2丁目51番1号 医療法人道南勤労者医療協会道南勤医協函館稜北病院	平成27年9月1日から 平成27年9月30日まで
北海道北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院	
福島県福島市北沢又字成出16-2 社会医療法人福島厚生会福島第一病院	
栃木県小山市大字雨ヶ谷753 医療法人健寿会小山整形外科内科	
埼玉県さいたま市桜区上大久保884番地 医療法人聖仁会西部総合病院	
埼玉県新座市堀ノ内3-14-30 医療法人社団青葉会新座病院	

保険医療機関名	適用期間
千葉県四街道市鹿渡934-5 独立行政法人国立病院機構下志津病院	
東京都江戸川区東葛西6丁目30-3 医療法人社団昌医会葛西昌医会病院	
東京都町田市中町1丁目11番11号 医療法人社団三友会あけぼの病院	
神奈川県相模原市南区上鶴間7-9-1 東芝健康保険組合東芝林間病院	
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877-1 町立湯沢病院	
三重県津市一身田町333番地 医療法人思源会岩崎病院	
大阪府羽曳野市誉田3-15-27 医療法人医仁会藤本病院	
大阪府大阪市浪速区湊町1丁目4番48号 医療法人寿会富永病院	
大阪府泉南市中小路2丁目1860 医療法人聖心会堀病院	
大阪府大阪市鶴見区鶴見4丁目1番30号 社会医療法人盛和会本田病院	
和歌山県海南市船尾264-2 医療法人恵友会恵友病院	平成27年9月1日から 平成27年9月30日まで
鳥取県倉吉市上井302-1 医療法人清和会垣田病院	
鳥取県日野郡日野町野田332 日野病院組合日野病院	
広島県広島市西区横川新町8-21 医療法人社団公仁会榎殿順記念病院	
愛媛県今治市内堀1丁目1-19 消化器科久保病院	
愛媛県大洲市徳森1512-1 医療法人怒風会大洲記念病院	
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲94番地 医療法人井上会篠栗病院	
福岡県福岡市南区横手1丁目14-1 医療法人正弘会南折立病院	
福岡県北九州市若松区浜町1丁目17-1 産業医科大学若松病院	
佐賀県小城市小城町815番地1 医療法人ひらまつ病院	
長崎県長崎市飽の浦町1番73号 三菱重工業株式会社社長崎造船所病院	